

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		屋外広告物等変更、改造許可
根拠条例・規則名		さいたま市屋外広告物条例
条 項		第 1 3 条 第 1 項
所 管 部 課		都市局 北部都市計画事務所 都市計画指導課 (電話 048-646-3178) 都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課 (電話 : 048-840-6178)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次の要件のすべてを満たしていること。 (1) 条例第9条の禁止広告物でないこと。 (2) 施行規則第7条の許可の基準に適合していること。 (3) 上端の高さが地上から4メートルを超える広告物にあつては、条例第18条第2項に規定する管理者を設置していること。
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 22 年 1 0 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 5 日
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		